

秋田工場

(1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	374	2,560	2,113	1,749	2,298	2,142	1,797	534	2,375	2,970	2,747	3,020	24,678
木くず	t／月													0
紙くず	t／月	147	651	602	641	667	570	633	142	869	972	960	1,189	8,044
廃プラ	t／月													0
その他	t／月													0
合計	t／月	522	3,211	2,715	2,390	2,965	2,712	2,430	676	3,244	3,942	3,707	4,209	32,722

(2) 燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉頂	バグフィルタ入口	スクラバ出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	スクラパー		
除去した日	4/5～8		

(4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項2】

ばい煙 (測定位置: 排気筒側面)	排ガス採取日		4月28日	5月6日	6月2日	7月13日	8月3日	9月3日	10月7日	11月12日	12月9日	1月6日	2月7日	3月4日
	結果の得られた日		5月6日	5月14日	6月7日	7月16日	8月6日	9月7日	10月11日	11月18日	12月14日	1月12日	2月10日	3月9日
	基準値	単位												
硫黄酸化物	57以下	ppm	1.2	1.0	1.6	0.9	1.4	1.3	1.2	2.7	0.8未満	0.96	1.1	0.8
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
窒素酸化物	106以下	ppm	64	76	60	55	56	63	59	47	60	66	71	51
塩化水素	100以下	mg/Nm3	2.6	2.3未満	2.2未満	2.3未満	2.8	2.2未満	2.4未満	2.3未満	2.2未満	2.0未満	2.1未満	2.1未満

[illegible]